所得税の増税

1、給与収入に増税措置

高額の給与収入者には、給与収入から控除される必要経費(給与所得控除額)に以下の 上限が設定されています。どんどん、課税強化されています。

平成 26 年、平成 17 年	平成 28 年	平成 29 年
年 1500 万円の給与収入	年 1200 万円の給与収入	年 1000 万円の給与収入
⇒定額の 245 万円	⇒定額の 230 万円	⇒定額の 220 万円

2、累進税率の増税措置

平成 27 年からは累進税率の最高税率が 45%(5%アップ)になります。つまり、年 4000万円超の課税所得には 45%(平成 26 年までは 40%)になりました。これに住民税 10%を加えると単純に 55%となりますので、五公五民を超えました。

なお、収入から必要経費等を差引き、さらに基礎控除等の所得控除額を控除したものを課 税所得といいます。

* = /· · · ·			
課税所得	税率	控除額	
195 万円以下	5%	0 円	
195 万円超 ~330 万円以下	10%	97,500 円	
330 万円超 ~695 万円以下	20%	427,500 円	
695 万円超 ~900 万円以下	23%	636,000 円	
900 万円超 ~1800 万円以下	33%	1,536,000 円	
1800 万円超 ~4000 万円以下	40%	2,796,000 円	
4000 万円超	45%	4,796,000 円	

平成 26 年までの所得は、上図は、1800 万円超がすべて 40%です。